

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目次

### 告 示

- 告示第94号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第95号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

### 教 育 委 員 会

- 訓令甲第3号 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程……………2
- 訓令甲第4号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程……………2

**告 示**

**宇治市告示第94号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年8月19日から14日間

令和4年8月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
千足線	横島町千足40番地 横島町千足37番地の2	前	4.5 ～6.2	22.4	
	横島町千足40番地 横島町千足37番地の2	後	6.0 ～6.5	22.4	
五ヶ庄119号線 (区間1)	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本31番地	前	1.4 ～1.9	18.0	
	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本31番地	後	1.8 ～2.0	18.0	
五ヶ庄119号線 (区間2)	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本59番地	前	1.7 ～1.8	19.0	
	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本59番地	後	2.0	19.0	
小倉町138号線	小倉町東山41番地の5先 小倉町東山40番地の11	前	3.6 ～4.0	23.6	
	小倉町東山41番地の5先 小倉町東山40番地の11	後	3.9 ～6.5	23.6	
大久保町56号線	広野町茶屋裏48番地の1 広野町茶屋裏43番地の1	前	2.4 ～3.0	21.3	
	広野町茶屋裏48番地の1 広野町茶屋裏43番地の1	後	3.2 ～4.0	21.3	

**宇治市告示第95号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年8月19日から14日間

令和4年8月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
千足線	横島町千足40番地 横島町千足37番地の2	令和4年8月19日
五ヶ庄119号線 (区間1)	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本31番地	令和4年8月19日

五ヶ庄119号線 (区間2)	五ヶ庄岡本31番地 五ヶ庄岡本59番地	令和4年8月19日
小倉町138号線	小倉町東山41番地の5先 小倉町東山40番地の11	令和4年8月19日
大久保町56号線	広野町茶屋裏48番地の1 広野町茶屋裏43番地の1先	令和4年8月19日

**教 育 委 員 会**

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第3号**

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年6月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 」を

教育支援センター学校 改革推進課主幹	幼児教育・保育の専門的事項に関すること。
-----------------------	----------------------

「 」に

教育支援センター学校 改革推進課主幹	（仮称）西小倉地域小中一貫校の整備に関すること及び小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関すること。
教育支援センター学校 改革推進課主幹	幼児教育・保育の専門的事項に関すること。

改める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(揭示済)

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号**

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年6月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6項の表以外の部分中「）に」を「）等に」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(揭示済)